

介護予防ケアマネジメントプロセス類型について

ケアマネジメントプロセス	ケアプラン様式	ケアプランの期間	利用するサービス	サービス担当者会議	モニタリング	評価表の作成	チェックリスト
介護予防支援	現行の様式 居宅介護支援の様式も可	認定有効期間を最長とする	・介護予防給付を利用 ・予防給付と総合事業を利用	初回時 更新時 必要時	3ヵ月に1回 面接 毎月状況確認	プラン作成時 契約の終了時	プラン作成時
ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	介護予防支援と同じ	認定有効期間を最長とする	・通所・訪問相当サービス ・通所・訪問緩和型Aサービス ・短期集中C型サービス	介護予防支援と同じ	3ヵ月に1回 面接 毎月状況確認	プラン作成時 契約の終了時	プラン作成時
ケアマネジメントB (簡略化したケアマネジメント)	高砂市独自 簡易プラン (A4:1枚)	初回のみ	・住民主体B型サービス	必要時	6ヵ月に1回 毎月状況確認	モニタリング内容を経過記録に記入	プラン作成時
ケアマネジメントC (初回のみケアマネジメント)	Bと同様 利用者の署名なしでもよい	初回のみ	・一般介護予防事業 ・いきいきサロン ・生きがいデイサービス ・フィットネスクラブ ・公民館活動 等	なし	なし	経過記録	初回のみ